

ニューエコノミーに対応した 規制制度の在り方と規制改革項目

政策部マネージャー
小木曾 稔

Hello, Future!



■本日のプレゼンのテーマ・問い

■産業構造の変化を適切に反映した規制制度の在り方とは何か

■グローバル競争時代の規制制度のあり方

■イノベーションを起こすために必要な規制制度改革の具体的項目の事例は？

■時代背景をどうとらえるか

■越境経済の時代

⇒国内企業と国外企業のイコールフットリングが問われる時代

■機能分離、水平分離

⇒従来の事業法が想定しないものが出現？

■ID争奪競争

■商流と金流の一体化

■いくつかの企業グループに集約化されていく時代？

競争レイヤーがみな似てくる？

■急速なデジタル化/デジタルプラットフォーム間競争の時代？

■国の制度間競争の時代

【具体例①】シェアリングエコノミーでの当連盟提案

民泊とライドシェアの個別分野に対して新法を提案

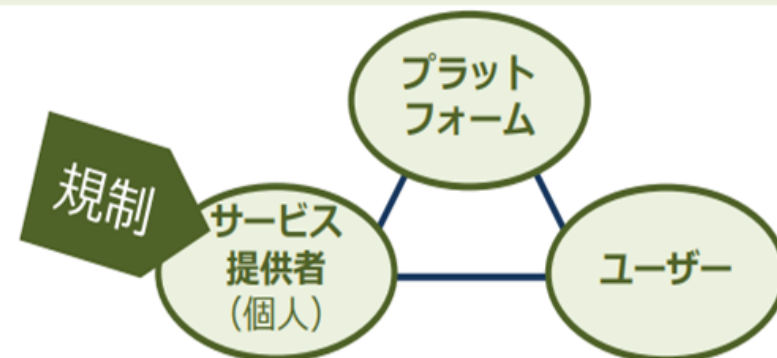
従来型の業法の発想

- ▶ もっぱら、プロ（事業者）であるサービス提供者に規制を課すことにより質を担保



これをそのままシェアリングエコノミーにあてはめると...

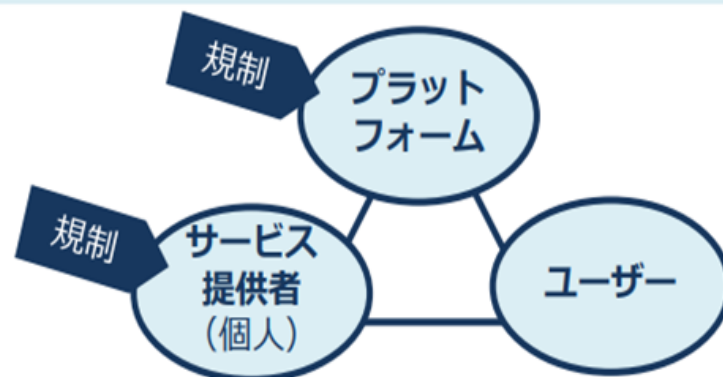
- ▶ 事業者を前提とした業法は個人であるサービス提供者にとって**過剰な負担**
- ▶ 他方、プラットフォームは**規制の対象外**



新経済（ニューエコノミー）の進展に伴い規制も進化すべき！！

そこで、当連盟提案

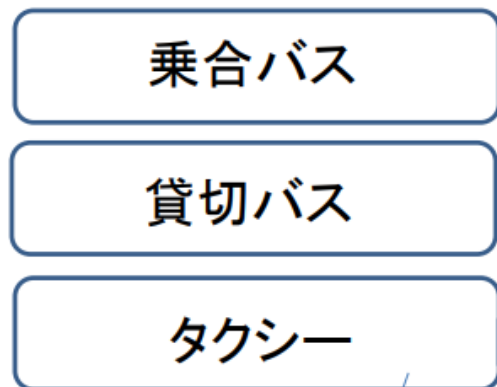
- ▶ シェアリングエコノミーにおいてプラットフォームが果たす機能の重要性に着目
- ▶ サービス提供者への規制を緩和する代わりに**プラットフォームにも一定の責任を課す**ことにより、両者の責任が合わさって、全体最適を担保することが可能に



【具体例①】ライドシェア新法の提案

『ライドシェア新法』を制定し、ライドシェアを新たな「業」として道路運送法から切り出し、道路運送法の適用除外とすべき

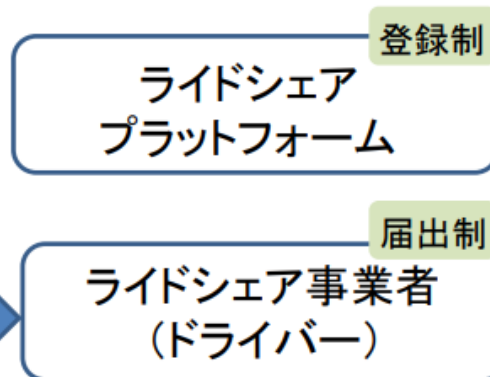
【従来の道路運送法】



ライドシェアを切り出し

【ライドシェア新法】

プラットフォームを登録制、ドライバーを届出制として規律した上でライドシェアを合法化する新法



新法において、プラットフォームに対する規律も導入

新法の要件を満たすライドシェアのドライバーは、道路運送法の適用除外となり、新法の規律に従う

現行法上はライドシェアもこのカテゴリに含まれるため、違法となってしまう

- ✓ 同じシェアリングエコノミーの一種である民泊の分野においても、住宅宿泊事業法という新法を制定し、民泊を旅館業法の適用除外とした事例
- ✓ 海外においては、Transportation Network Company(TNC)として、ライドシェアプラットフォームを独自に位置づけている事例がある

【具体例②】機能別・横断的な規制体系の検討

横断的な規制体系を前提として議論するうえでは以下の懸念ももっており、イノベーション促進の観点から、事業者からの意見を聴取する機会を十分確保しながら慎重に議論する必要があるのではないか。

- 為替取引の概念がそもそも広すぎるのではないか
- 規制の範囲がかえって拡大し、リスクのない部分まで規制される可能性がないか
- 実効性のある適切なリスクベースアプローチがそもそも可能なのか
- リスク分類の在り方やリスクの大小などの考え方は十分に明らかになってるといえるのか

【具体例③】 デジタルファーストの推進

『非デジタル原則』の完全撤廃と今後の設定禁止等を記述した『デジタルファースト法案』の提出を従来より要望

- 非デジタル原則とは
対面原則/書面交付原則/押印原則など
- 民民の商取引において、各事業法令等により、デジタルコミュニケーションを阻害する非デジタル原則が定められている場合は、それを完全撤廃(事業法令等の一括整備法令)し、また、国・地方公共団体等の行政機関が今後そのようなものを民民取引に要請することの禁止を義務付ける。例外は安易に認めるべきでない。どうしても必要な場合があったとしても、その当否を別の有識者が入った検討会や外の行政機関がチェックする仕組みが必要であり、所管省庁だけで決定できてしまう制度はしり抜けになるおそれ。

一括整備法令による改正対象となる法令の例①

対象となる法令	改正目的・内容	
薬機法4条、9条の3、36条の4、36条の6 等	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	1. 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除 2. 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃
電子処方箋の運用ガイドライン 等	処方箋の完全電子化	・現行は患者が処方箋IDが記載された『電子処方箋引換証』の紙を薬局に持参することとなっているが、医療機関から患者への処方箋のオンライン送信を可能にする。
会社法301条 等	株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化	・株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの事業報告等のウェブ開示制度はあるものの、対象は限定されている。 ・世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。方法として選択できるようにする。
金融商品取引法 等	金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	・金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。
宅建業法上の解釈等	不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	・ITを活用した不動産取引の重要事項説明について、社会実験の結果、賃貸は解禁されているがその他の分野についての解禁が課題として残っている。
宅地建物取引業法34条の2、35条、37条 等	不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。
借地借家法22条、38条、39条 等	借地借家契約の電子化	・借地借家法上、「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法も認めることとする。
消費税法8条、消費税法施行令18条、消費税法施行規則 6条・7条、消費税基本通達8-2-1、8-2-2、経産省・観光庁作成の『消費税免税店の手続き』	免税手続店カウンターでの物品同一性の確認のデジタル化	・外国人旅行者向け消費税免税制度における『物品の同一性確認(物品とレシートの照合)の手段』が目視に限定されているので、スマホのカメラ機能の活用等も認めるべき

一括整備法令による改正対象となる法令の例②

対象となる法令	改正目的・内容	
診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)等	<p>オンライン診療における 対面よりも限定された 診療報酬付与要件緩和</p>	<p>・オンライン診療が適用される疾患が限定され、また適用がある疾患についても診療報酬を付与する要件が相当限定されており、電話等再診とは別にオンライン診療料の評価がされた後の方が、オンライン診療の利用が減っていることを踏まえ適用疾患の制限、要件の緩和を早急に行う。</p>
旅行業法第12条の4、第12条の5、施行令第1条	<p>旅行業における 契約内容に関する 電子書面交付デフォルト化</p>	<p>・法令上、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。</p>
労働者派遣法施行規則21条3項、4項	<p>労働者派遣契約の締結にお ける書面記載という 書面原則の撤廃</p>	<p>・労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。</p>
労働契約法4条、労働基準法施行規則5条、職業安定法施行規則4条の2 等	<p>労働契約における労働条件 の明示としての 書面交付義務の見直し</p>	<p>・労働契約における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。</p>
労働者派遣法施行規則第26条、27条 等	<p>労働者派遣における就業条 件等の通知手段の拡大</p>	<p>・労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。</p>
道路運送法、関係通達	<p>運行管理における 対面点呼原則の撤廃</p>	<p>・現行法令では対面で点呼を実施するのが原則になっているが、必要なりすまし防止対策を講じた上で、ITの利用を全面的に認める。</p>
公証人法第58条第1項、第62条ノ6第1項	<p>電子定款手続の オンライン完結</p>	<p>・認証済の電子定款について、面前確認を見直し、公証役場から受取人へオンラインでの送付を認める。</p>
犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法及び政省令 ほか年齢確認を求める法令、通達 等	<p>本人確認の デジタル完結等</p>	<p>・非対面での本人確認手段・依拠方法等を多様に認める。9</p>

【具体例④】イコールフットイング

- 『越境経済時代』において、国内企業が国外企業と同等の条件で競争できるように、税制面と規制面でのフェアネスを確保する。

税制面

・BEPS問題への対応

規制面

・日本の居住者に対してサービス提供する
国外企業に対して、
規制法令の域外適用と適切な執行の確保

『関係規制法令一括整備法』の整備※
・全法令で、域外適用を原則デフォルト化
・執行規定・体制の整備

※現状の事例

個人情報保護法では、外国企業に対して、個人情報保護委員会は、命令の権限がなく、罰則の適用の執行もない。
旅行業法と電気通信事業法は域外適用しない。

基本的な政策の方向性①

- イノベーションを促進するため、事前規制は必要最小限に
- 各事業法等改正の一括的な整備
 - 規制制度の共通見直し事項の設定とそれに基づく各事業法の総点検と一括改正
 - ・『デジタルファースト法案』
(非デジタル原則の撤廃を定めた基本法とそれに基づく各事業法令改正の一括整備法令)
 - ・『越境取引対応のための内外イコールフットィング確保法案』
(全法令で域外適用をデフォルト化、執行規定・体制整備)

基本的な政策の方向性②

- 既存事業法では想定していない分野、整理が必要な分野に対する法環境整備
 - ・ライドシェア
 - ・配送シェア
 - ・仮想通貨とICO、トークンエコノミー
- 商取引において要求される事項の合理化効率化
 - ・本人確認の合理化(AI等の監視ツールを活用して一定金額以下の本人確認義務免除、他の事業者が所有する情報への依拠する方法や委託する方法の多様化・弾力化・共同利用等による本人確認ワンストップの実現など)
 - ・反社情報の共有活用・政府DB利用の仕組みの検討
- その他新サービス出現を促進する規制改革(別紙)

具体的な規制改革項目例

想定される新サービス等	関係法律と改正点	現状の問題・改善イメージなど
①B2B取引等での多様な決済手段の提供	資金決済法 (上限額の撤廃又は引き上げ)	○取扱い金額が100万円以下に制限され、B2B等では利用できず、toCも海外送金等のニーズを満たせない
②クラウドソーシングデータ等を活用した新たな与信	貸金業法、割賦販売法 (年収による総量規制の見直し等)	○クラウドソーシング事業者が保有する業務遂行履歴等を活用すれば、新たな個人の与信データとなる ○非正規雇用、個人事業主、フリーランス、主婦、パートアルバイトなどマーケットの拡大と現状では与信を得られていないし樹夫の取り込みが可能
③スモールビジネス向け融資の創設・拡充	利息制限法、出資法、貸金業法等 (上限金利規制・総量規制の緩和、金利設定期間の見直し等)	○15-20%の上限金利以上での貸出しが不可能なため、スモールビジネスにおける運転資金のファイナンスの市場(短期融資、月次で2-4%等の金利)に答えられない ○手数料型トランザクションレンディングにおける貸金業法の登録を不要化することで新たなフィンテック事業者の参入が期待される
④確定拠出年金制度の利用拡大	確定拠出年金法 (引き出し要件の緩和、一任運用サービスの解禁)	○米国におけるHardship withdrawalと平仄を合わせ、医療費、住居購入・修復、失業等の家賃支払い、教育費、葬儀等に対して引き出し可能にする
⑤少額貯蓄・少額投資プラットフォームの構築	資金決済法、金融商品取引法、出資法、銀行法 (銀行代理業、金融商品仲介業の規制の不適用/緩和、少額投資資産買い付けの許認可見直し)	○出資法の関係で金銭の預託のみ可能でプラットフォームの構築不可。 ○金融機関と連携して行うには銀行代理業又は金融商品仲介業が必要となることや既存金融機関のシステムの不便さなど、ハードルが高い。 ○おつり貯金、500円貯金といったリアル貯金を電子化することでキャッシュレス社会を促進し、消費喚起可能

具体的な規制改革項目例

想定される新サービス等	関係法律と改正点	現状の問題・改善イメージなど
⑥資金移動口座への給与振り込み	労働基準法	○キャッシュレス促進のため、資金移動口座への給与の振り込みも可能にする
⑦クラウドソーシングを用いた売却代行	古物営業法	○インターネット上のクラウドソーシングの仕組みを活用して、古物の売却代行事業という画期的なビジネスモデルを実行する
⑧無線給電	電波法	○地上に設置された送電側と自動車側に設置された受電側の電極が接近した際に発生する電界を利用して電流を伝送し充電する仕組みを活用して、自動車走行中に給電する
⑨個人による有償の旅行相談の実施	旅行業法	○個人等の知識・経験を活用したシェアリングエコノミーのモデルを実施する。
⑩プログラム医療機器の規制緩和	医薬品医療機器等法	○プログラム医療機器の製造販売業の責任者要件の緩和 ○アプリの販売を扱うプラットフォームを介してプログラム利用機器の販売をできることの明確化等
⑪リスクマネーの資金供給の拡大としての株式投資型クラウドファンディングの拡大	金融商品取引法等 (総額1億円、投資家1人当たり50万円)	○投資家側・発行会社側ともにリスクマネーの供給の面で制約があるとの認識
⑫貸付型クラウドファンディングの制度改善	金融商品取引法、貸金業法 (ファンド化・匿名化が事実上の要件とされていることの改善)	(注)規制改革推進計画に基づき今後検討予定

Hello, Future!

